

松江藩における「水代」の歴史地理

高木 幹 雄

一、はじめに

水代（みずしろ）とは、松江藩において陸化を予想して湖水面に設定した一種の土地所有権である。筆者がこの用語に接したのは、出雲平野における農村調査の際、斐伊川三角州の先端部における水田化速度との関連においてであった⁽¹⁾。湖水面に土地所有権を設定するという全国まれにみるこの制度は、斐伊川三角州に関する限り十分納得できるものであった。斐伊川三角州の江戸時代における堆積の速度は臆目すべきものがあり、水代は数年ならずして陸化し、水田となるのが容易に予想されるからである。水代が短期間の陸化が可能なのは、河川の沖積作用とともに、設定されている宍道湖および中海がラグーンであることが、その好条件となつてゐるからである。水代は宍道湖および中海にわたつて分布し、その地理的条件を十分に生かしながら干拓を進め、耕地の増大をはかるのを目的としたものである。本稿は藩政時代におけるラグーン干拓のケーススタディとして、その所有権および立地条件の特色を究明するのが目的である。

二、水代の歴史的背景

水代がどのような経緯で認められるようになったかについては確かな記録は乏しいが、「斐伊川改修四十年史」は文書や古老の伝承から次のように分類してゐる。⁽²⁾

(1) 地方有力者の埋立願に対し御礼銭と引きかえに私有権を与えた。
(2) 御用金調達などの功の恩賞として与えた。

斐伊川下流の土豪的大地主勝部家の文書に安永三年（一七七四）とあるのが初出と同書は引用している。この年は藩主松平治郷が家老朝日丹波とともに、窮乏の極にあつた藩財政の改革に手をつけている時期であり、水代が藩の財政救済策の一環として行なわれたことを推定させるのに十分である。湖岸の所有者の聴き取りでも、各家における伝承は前記二つの理由以外のものは聞かれなかつた。

松江藩は初期から財政困難⁽³⁾で、特に六代宗徳（一七三一—一七六七）の治世でその極に達した。このため藩主宗徳は、小田切備中とともに延享の改革を実施した。⁽⁴⁾ 改革案の中で注目すべき土地政策は、義田法と新田免租地である。義田とは富豪から上納金を納めさせ、その代わりにその所有地の一部を義田として免租地とするものである。⁽⁵⁾ 「義田定法書」によると次のような例がある。⁽⁶⁾

一高六千六百石

此物成三千九百六拾石、納升、但、免六ツ、夫口米共二、京升ニシテ、四千三百九拾五石六斗

右、義田之百姓ニ相成度者者、望次第、是迄所持之高之内を、御免許地ニ被成下事

すなわち右の文書は義田になりたい旨願出て、義田の高の一定の

倍数の御札米を納めて免租地となり、その目標額が六千六百石ということを記したものである。

新田免租地は新田方を設置し、開発された新田を売却して免租地とするものである。『出東村誌』によれば勝部家の文書として次の例があげられている⁽⁷⁾。

一 覚

出雲郡三步一村

儀 蔵

田反 六反五畝歩

但ケ所分ケ別紙有り

右者新田方御普請御元入等悉深切令出精候ニ付為御褒美右之土地永代物成免許地申付候然上者自今以後其村へ御検地被仰付候共於此土地者永代不竿入且十ヶ年切売買者不及申分地質入等一切不相成候尤永代被下置候上者子々孫々至迄其方可為田地候万一山抜切下石砂入等相成候ハバ其分替地可遺候仍而免状如件

明和四亥七月

(以下略)

勝部家はこのように積極的な新田開発で土地集積を行ない、水代も五町あるいは五〇町というように、広大な面積を礼銭で獲得している⁽⁸⁾。新田免租地も義田同様、藩の資金集めのために、一種の税金前払制として実施されたもので、水代もこのような藩の政策の延長上にあるものとして把握することができよう。

延享の改革によっても藩の財政危機を救うことはできず、藩主宗衍は引責して隠居し、治郷の代になって明和の改革が実施された。

この改革によって義田・免許地は没収され、事実上の廃止となってしまった⁽⁹⁾。水代がこのどの時点で出現したのか不明であるが、義

田・免許地と異なり水代は礼銭とともに、「追々御田地出来候上、御礼銭令上納、且反畝相究候ハハ、御年貢上納可申付旨、可有申渡候事⁽¹⁰⁾」とあるように、度々の礼銭と将来の年貢地として増収につながることを思えば、藩としては極めて有利な政策であるといわねばならない。農民地主の側からいえば、義田のような結果になる制度よりも、将来の耕地面積拡大のために干拓意欲を刺激し、地先権利を確保する意味からも、所有耕地の大小を問わず魅力的なものであったと推定される。

三、湖岸の陸化速度

湖岸の陸化速度は、斐伊川三角州において最も著しい。この理由は次のようである。

①斐伊川上流山地において、藩の商業政策によってたたら製鉄が行なわれ、多量の土砂が放流された。

②斐伊川は下流において多くの分流に分かれ、宍道湖の西岸の南北線ほほ六キロ全域を埋積して湖岸線を進出させていった。

斐伊川三角州の伸長は新田の増加となって現れ、「万指出」と「輪切帳」によれば、明和八年(一七七一)を一〇〇とすれば、文久二年(一八六二)にいたる九〇年間に、石新田の指数は五五〇という増加ぶりである⁽¹¹⁾。寛永時代から後の新田地域の三角州は、明治期までの約二〇〇年間に三キロも前進し、年間平均一五メートルにおよぶ伸長度である。

たたら製鉄による採土は、関屋内務技師の計算によると、「砂一升ノ内ヨリ砂鉄ヲ得ルコト二グラム四三ニシテ此鉄砂ハ精撰スルニ

当り八割ニ減ス而シテ此精撰鉄砂ヨリ鉄鉄ヲ得ルコト二割五分故ニ一升ノ砂ヨリ鉄鉄ヲ得ルコト僅カニ〇、四八六グラムニシテ一貫目ノ鉄ヲ得ルニハ七拾七石三斗ノ砂ヲ要スル割合トナル⁽¹²⁾というような莫大な量の土砂崩壊が必要であった。これが「かんなを流し」とよばれる土砂放流で、それが下流における沖積作用を強化した。

中海に流入する最大河川は、飯梨川と大橋川である。斐伊川の流域面積一、三四五平方キロに対し、飯梨川は二〇四平方キロで規模ははるかに小さいが、ここでも上流地域ではたたら製鉄の「かんなを流し」が行なわれ、かなりの面積の三角州を中海に突出している。この地域の開発にあたった大地主は卜蔵孫三郎である。荒島新田、羽入新田、門生新田、別石新田などの新田開発を試みたが、それは飯梨川の土砂流出規模からみて、斐伊川下流の新田開発とは比較にならぬほどの努力を要し、規模も小さかった。⁽¹³⁾大橋川河口の馬瀉・大井村・福富村などの水代分布地域の新田開発も孫三郎は手がけている。

以上の大河川の河口付近を除くと、他の河川は小河川で流出土砂量も少なく、陸化速度は比較にならぬほど遅く、面積も小規模である。これは水代分布地の面積によく反映しており、設定面積も小である。

四、水代の地目変換

水代の陸化したものは反新田となり、収穫の安定をみて石新田として検地の対象とされたが、⁽¹⁴⁾陸化しなかつた水代は、父子相伝して明治維新に至った。近代的土地所有権のもとにおいて、まず慣行権

として水代という地目で土地台帳に記載された。地租改正の後、明治政府は基礎となる土地調査をいっそう精密にするために、明治一八年地押調査を行なった。地目変換地・畦畔を調査し面積を測量した。これによって本地域の水代も明治一八年に登記されて所有権が確立し、免租地として年期を設定された。宍道湖北岸の八束郡岡本村における当時の地目は、田・畑・宅地・山林・原野・池沼については反別および地価が定っており、水代・溜池・埋葬地・死牛馬捨場については反別のみで地価は免租となっている。この村における水代反別は五反拾四歩であった。同郡秋鹿村でも同様に水代がありその反別は式反五畝十七歩であった。⁽¹⁵⁾大橋川の河口に当る水代について土地台帳の記載をみると次のようである。

字山津 第五百八十二番

一水代反別壱町四反五畝廿式歩

野津伝十郎外式名

明治廿八年開墾届

明治十八年ヨリ全二十七年マテ拾ヶ年継年季

明治廿八年ヨリ全三十七年迄拾ヶ年継年季

新開免租年期延長明治三十八年ヨリ全四十七年迄

これで見ると水代は一〇年毎の年期により免租を受けつつ、相続あるいは売買によって相伝されている。この例では三名の共有となり、持分の一部は売却可能となっている。明治二八年に開墾届が出され、表記の「水代」は抹消されて地目は「新開地」に変更されている。法の整備によってこの年以後公的な台帳から水代という地目は姿を消し、他の地目に名目的に変更されることになる。沿革欄では「四十年々期明 目的 田」と記載され、「大正四年八月廿七日

許可新開免租年期延長大正四年ヨリ全二十三年迄二十ヶ年」と記載されている。これは地目が「新開地」でも現実は水面であり、開墾届の出された明治二八年（一八九五）から四〇年の年期明の昭和一年（一九三五）を陸化しない状態で迎えることになる。

地目等級 地価 沿革事由

池沼三六級 六、五五 昭和十年十二月二十八日埋立免租

年期滿了賃貸価格設定

免租年期滿了とともに課税対象地になるために、現実水面に合わせて地目は「池沼」となり、土地所有権は継承されることとなる。地目はこのほか玉湯村では「雑種地」、平田市では「原野」と表記されている地番もある。これは水代の陸化の現状に合わせて、不動産登記法施行令の地目を選んだものと考えられる。

民法において不動産として所有権の存在する土地は陸地であって、海底または湖底の地盤を含めて海あるいは湖の所有権は認められない。海没による土地の滅失について、昭和三六年一月九日民事甲二八〇一号民事局長回答によれば要旨次のようである。¹⁶⁾

①土地が海面下に没するに至った経緯が、天災等によるものであり、かつ、その状態が一時的なものである場合には、私人の所有権は消滅しない。

②買収した当時海面であったもの、又は干拓地であったが堤塘の一部を除去したため海水が流入して海面となったものについては、土地所有権は認められない。

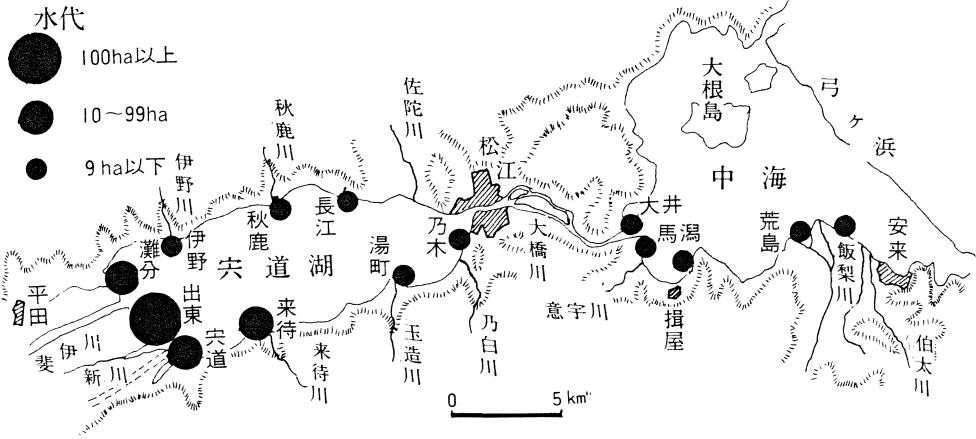
したがって水代のような湖水面所有権は認められないことになる。民法一七五条では「物権ハ本法其他ノ法律ニ定ムルモノノ外之ヲ創

設スルコトヲ得ス」とあり、民法施行法三五条では、「慣習上物権ト認メタル權利ニシテ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ後ハ民法其他ノ法律ニ定ムルモノニ非サレバ物権タル効力ヲ有セス」とあって「水代」の現実的存在は許されないことになる。しかしながら法令二条には「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ關スルモノニ限り法律ト同一ノ効力ヲ有ス」という条文によって、例えば慣行水利権や温泉権などのように慣習法として認められている所有権もある。水代も慣習法的権利としてこれに該当すると考えられるが、慣行水利権などと異なり、認められない海面所有権の例外的存在であるため、「池沼」等の地目で現行法体系に合致させながら、事実上所有権を主張するという形式をとることになった。したがって水代は建前としては存在しないが現実的には存在しており、その把握は土地台帳あるいは登記簿で行なうことは不可能であり、沿岸で聴取りによって把握する以外に方法はないのである。

五、水代の立地条件

水代はその性格上干拓可能と予測される湖水面に設定されることになる。宍道湖の最深は六・四メートルであるが、全体的にみると五メートルの湖盆をなしており、南岸で勾配は一〇〇〇分の一〇、北岸で一〇〇〇分の四、斐伊川河口の西岸で一〇〇〇分の二となっており、やや急な南岸でも沖へ一〇〇メートル出ても深さ一メートル前後という深度であり、干拓には好条件のラグーンである。

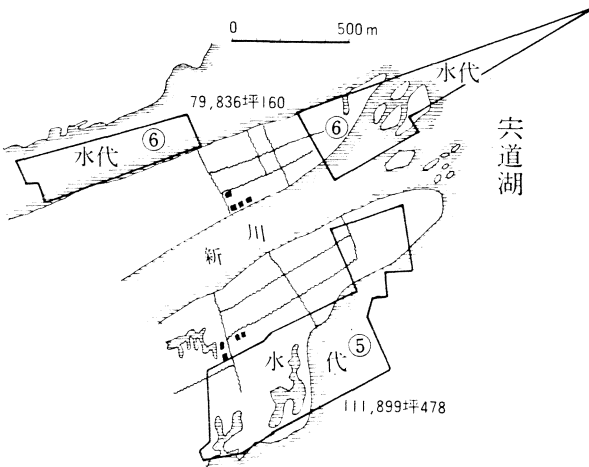
水代の分布をみると斐伊川下流に圧倒的に集中しており、宍道湖



第1図 宍道湖・中海の現況と水代の分布

区分	水面積	流域面積	計	平均水深(最大)	貯水量	塩分濃度
	km ²	km ²	km ²	m	×10 ⁸ m ³	Cl ‰
宍道湖	81.12	1,227.03	1,308.15	4.5(6.4)	3.66	1~2
中海	97.48	644.18	741.66	5.4(8.4)	5.21	8~15
計	178.60	1,871.21	2,049.81		8.87	

(農林省中海干拓事務所資料による)



第2図 旧新川河口の水代

の南・北岸から大橋川河口、飯梨川河口へかけて分布している。この分布位置を立地条件からみると次の二つのタイプに分類することができる。

① 三角州先端型……最も典型的な立地位置で、陸化条件の効率の最も大きいものである。第2図は、斐伊川治水のため天保三年(一八三二)開さくの新川河口に設定された水代である。すでに陸化した部分もあり、水代の埋積過程をよく示している。①保三年の湾入した部分は、排水路の機能をもつ五右衛門川の河口にあたり、土砂の流出量少なく埋積が遅れている。

飯梨川河口もほぼ一面にわたって水代が設定してあるが、先端部ではかなりの部分が陸化している。土砂の流量が斐伊川にくらべて少ないので規模は小さい。小河川の三角州はカヌブ形状態が多く、突出した三角州の両辺に設定されている。流砂は少なく大規模な埋積は期待できない。斐伊川三角州の先端部の状況は、平田市灘分地区の開拓を記した「島村記」によって伺うことができる。

「ふと沢中を見るに、水は浅く石少く、軟いはますげが肥えている。裾をからげて船を降り、浅瀬深みを往来して見ると、川沢洲嶼が東西六、七里南北二、三里ばかり。西南に広き干潟がある。又その土をみるに、島上は黒土、黄土が肥え、草は生ひ繁つてをり沢の辺は粘土の堤があつて芦葦が漸くしげつてゐる。この上僅かの手を加えただけで肥饒の田になることが推測される。」⁽¹⁸⁾

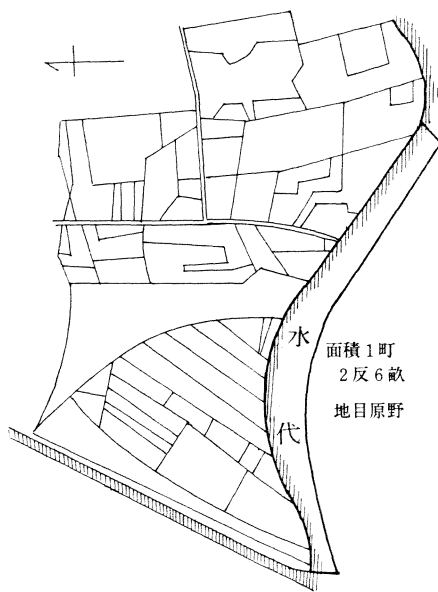
このような景観はごく自然に陸化が予測され、水代を設定するのに最も適した地形といえよう。

大橋川河口の水代は、宍道湖から排出する土砂と東風による波浪によって堆積する土砂を期待したものである。ト蔵孫三郎の大橋川下流港湾改修の文書に次のような記述がある。⁽¹⁹⁾

「意宇郡馬潟沖浅相成申候ニ付……………中略……………」

一右之通被為仰付被下候ハ、石波当之後、八幡村灘出雲郷川尻迄之間水代之分、年々御新田拾町計、島根郡福富村大井灘迄之内水代拾町計も、御新田ニ可相成様ニ奉存候、此両所私江被仰付候ハ、連々御新田仕立申度奉存候……………略」

航路に差支えるほどの土砂の堆積が進行しており、港湾改修とともに、堆積の速度に注目して河口両岸に存在した水代の干拓を行な



第3図 伊野川三角州の水代

うという計画である。現在馬潟は新産業都市計画によって埋立てられたが、大井灘は残存し、若干陸化して芦が生えている。五万分の一地形図には干潟の記号が表現されており、宍道湖の排水河川という特殊な河川の河口であるが、干拓の条件に恵まれているといえよう。

② 沿岸型……………河口と河口の間あるいは岬と岬の間、または岬の両岸などの湖岸で、河川から排出された土砂が沿岸流によって堆積するのを利用して干拓するために設定された水代である。したがって三角州先端部のように大量の土砂堆積は期待できないので、水代は沖合へ突出することなく、沿岸に沿って細長く設定されている。宍道湖南岸の宍道町沿岸は新川の旺盛な堆積作用を期待したもので、沖合へ約二〇〇メートル、沿岸二キロにわたって設定されている。新川河口からやや離れた来待村では沖へ一〇〇メートル、沿岸五キ

第1表 斐伊川下流の水代

区分	所在地(旧村)	所有者	面積	平均所有面積(1人当り)
①	来待	坂本 栄一郎ほか 46名	7 693 015 5 (25.4) 坪 ha	1,636.8 (0.54) 坪 ha
②	" "	伊藤 延之助ほか 10名	2 793 363 8 (9.2)	253.97 (0.84)
③	六道	小豆沢 健造ほか 32名	6 186 606 (20.4)	1,874.7 (0.62)
④	" "	根茂 茂一郎ほか 12名	14 987 159 5 (49.5)	1,152.86 (3.80)
⑤	六道	須田 立助ほか 6名	11 189 947 8 (36.9)	1 598 5.6 (5.28)
⑥	出莊	植田 元吉ほか 2名	7 983 361 6 (26.3)	2 661 2.1 (8.78)
⑦	" "	持田 辰次郎ほか 54名	4 849 186 2 (16.0)	881.7 (0.29)
⑧	灘分	山本 米三郎ほか 11名	9 805 756 9 (32.4)	817.15 (2.70)
⑨	灘分	勝部 本右衛門ほか 30名	8 902 277 1 (29.4)	287.19 (0.95)
計			74 391 696 9 (245.5)	350.90 (1.16)

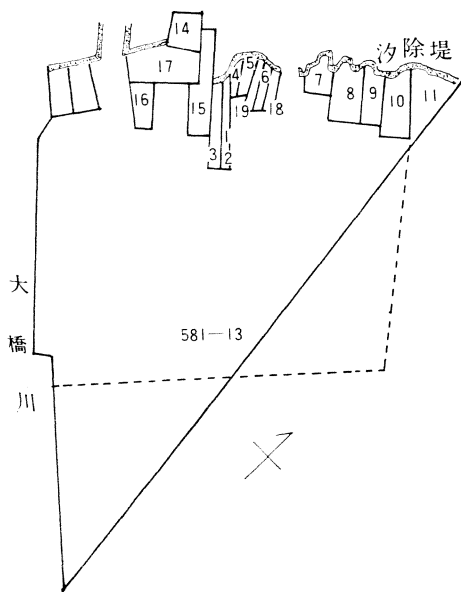
(内務省 大阪土木出張所斐伊川改修事務所 地図1925による)

口にもおよんでいる。東出雲町の崎田鼻は中海へ一キロ突出した岬であるが、その西側は幅一五〇メートルの水田が細長く連なり、水代による干拓を予想させる地形である。現在崎田鼻の先端部に池沼の地目で水代があり、沖へ五〇—八〇メートル、沿岸三〇〇メートルの小規模なものである。

たたら製鉄が稼行している間は沿岸流も相当の土砂を運搬し、斐伊川河口からはるかに離れた玉湯村湯町でも埋積が進み、湖岸の砂地が高まって畑となり、小規模ながら湖岸線は進出していたが、現在ではほとんど堆積は認められない。北岸秋鹿地区では西風にあおられた波浪によって岸が削られ、堆積どころか逆に耕地面積の縮小もあるという。長江地区の湾入部分に小規模な水代があったが、現在では大規模な干拓工事によって水田化している。

六、水代の所有関係と形態

水代の表示は面積で表現され、切図には見取図程度の表現しかしていない。沿岸型の場合は、「地先六〇間」というように表現し、沿岸の自己所有地の幅で沖へ六〇間までの方形の範囲を水代とする。面積が広い場合、現場は湖水面で目標があるわけではないから、境界は極めて不明確である。通常使用される境界目標は、捨石といつて覗いて湖底に見分けることができる程の大きさの石を単独、あるいは列をなして置いておく。少数例であるが杭を打つこともある。したがって改修工事や干拓工事で補償問題がおきた場合、関係官庁では古文書、古地図、登記簿記載面積、切図などを参考にし、境界目標があれば立ち合いの上測量し、地図化して具体的に補償問題に入る。大井町の場合、松江市役所の切図では最も広い面積の五八一—一三番地が三角形に突出して描いてあるが、



第4図 大橋川河口(大井町)の水代

現地の人に聞くと第4図の破線のように方形であるという。基礎になるものは台帳の面積であるから、その面積に合わせて製図するので、極端な場合現地水底の境界目標はなくても差支えはないわけである。このようにして製図された水代の地図は、沖合の境界線が凹凸のある不規則な水代の連続となるか、あるいは宍道町の沿岸型の場合のように、沖の境界線は平滑な曲線で描き、各個人の境界線は面積に合わせて調整するので、平行線ではなく斜行した不規則な作図となる。

斐伊川改修事務所の測量によると、⁽²¹⁾関係する湖岸を九地区に分け、所有者数が記録してある。第1表で⑥の水代が最も面積大であるが、所有者は植田元吉郎外二名とあり、その大部分は植田家の所有とみられる。この地域の最大の地主勝部家は⑨の水代で以外に少ない。その理由は、⑥の植田家の水代は元来勝部家の所有であったが、四代前の植田家当主が勝部家の経営に協力した御礼として譲り受けたからである。⁽²²⁾

水代所有の詳細は第2表の大井町についてみると次のような特色がみられる。

(1) 所有面積の両極分化……表と第4図の切図から少数の大面积所有者と対照的に微細な小面積所有者との分化がみられる。小面積の水代は全て湖岸に接しており、地元の聴取りから推定するとその大部分は自己所有地あるいは耕作地の地先へ獲得したものと考えられる。⁽²³⁾

この点については、大地主が藩から権利を得て後小土地所有者あるいは湖岸に耕地を所有する農民の地先をして分売したのか、当初

第2表 松江市大井町の水代所有状況

字	地番	地目	面積			所有者	
			町	反	歩		
灘	581-1	池沼			09	NA・NB	
	-2	〃			29	NC・ND	
	-3	〃	1	3	06	NE・NF	
	-4	〃			15	NG・NH	
	-5	〃			19	NI	
	-6	〃			9	06	NJ
	-7	〃			1	06	NK
	-8	〃			7	17	NL
	-9	〃			1	22	NM・NN
	-10	〃			7	19	NO
	-11	〃			4	08	NP
	-12	〃			4	18	NF・NQ
	-13*	〃	1	7	1	09	Ka・NR・Ku
	-14	〃			3	27	NS
	-15	雑種地			1	14	NS 外2名
	-16	〃				28	〃
	-17	池沼			7	11	〃
	-18	〃			4	18	朝酌信用組合
	-19	〃			1	28	NT
山津	582*	〃	1	4	5	22	Ka・NR・Ku
	-1	〃		1	0	11	NU・NV
	-2	〃			7	08	NW
	-3	〃			6	00	NX
計			4	1	4	02	

明治18年最大所有者の地番に*を付記

から大地主とともに小面積所有者も共同して願い出たか不明であるが、松江藩の新田開発の特色を反映していることは明瞭である。松江藩の新田開発は見立新田が多く、在地の土豪的大地主が費用を負担して開発し、見立者は新田開発後役職の格式が与えられ、開発地の一部が免租地として与えられる。⁽²⁴⁾ 前出の勝部家・植田家・卜蔵家などがこの層であり、大面積の水代所有者は規模の差はあれこの層に属する人々とみてよからう。

出雲地方山間部にみられる新田は農民が自己所有耕地の隣接地を開拓したもので、切添新田のタイプに属するものである。水代の北先所有はこの切添新田と類似の開発過程を示すもので、特に沿岸型水

代にこの例が多い。

(2) 所有者の在地性……所有者名のNは全て野津姓で、大小の村内地主によって所有されている。ここで台帳に記載されている売買例は九件で、ほとんどの水代が同一の村落居住者の間で所有権移転をしている。この点他地域も同じ状況で、現行法令の制約のもとでは具体的な土地利用としては自然の陸化を待つしか方法がなく、商業の利用を計画しても、現況が湖水面であるから埋立許可は簡単に出来ないで、投機的売買にはほとんど無縁であるからである。所有者について商業的色彩があるのは玉湯村湯町の例で、明治三六年調査で湯町在住者二九名とともに、松江の商家三名がみられる。(25)これが抵当として入手したのか、町人請負新田の形で農地開発を目的としたかは不明である。また玉造温泉の旅館長楽園が約三・八〇ヘクタールの水代を買入れているのは明瞭に商業的利用を目的としているものである。

七、結 び

水代はたたら製鉄による土砂放流が下流および湖岸の陸化を促進しているのに注目し、これを利用していっそう広大な耕地獲得を意図する大地主層と、ささやかながら所有耕地の地先に耕地拡大を願う小農民層の経済的エネルギーとが、折から財政困難の松江藩当局の収入増大の欲求と一致して発生したものと考えられる。水代はたたら衰微とともに堆積作用も鈍化し、巨大な干拓事業や工場用地の埋立・道路建設などによって次第に消滅しつつある。筆者はここで水代の歴史地理を要約し、次の課題としてその本来の機能である

ラグーン干拓における地理的な役割を明らかにしたいと考えている。末尾ながら調査に際し御教示いただいた松江市・玉湯町・安道町・斐川町・平田市・東出雲町・安来市の各市役所・役場ならびに植田元確氏をはじめ水代所有者の方々に深謝するものである。

(大阪府立四条畷高校)

注

- (1) 拙稿「出雲平野における乾田化と土地利用」『地理学評論』三六一―二、一九六三、七〇―九頁
- (2) 建設省出雲工事事務所編『斐伊川改修四十年史』一九六四、四五―三頁
- (3) 原伝「松江藩に於ける義田制度」『松江藩経済史の研究』一九七三、二頁
- (4) 島根県『新修島根県史 通史篇1』一九六八、八五七―八六二頁
- (5) 前掲(3) 六―八頁
- (6) 島根県『新修島根県史 史料篇2』一九六五、三四―六頁
- (7) 足立源次郎編『出東村誌』一九二八、三四―三頁
- (8) 山岡栄市編『山陰農村の社会構造』一九五九、八八―頁
- (9) 前掲(3) 一八―二〇頁
- (10) 前掲(8) 八―八頁
- (11) 前掲(8) 一一―頁
- (12) 関屋内務技師試補『斐伊川冷水調査願末並ニ改修設計説明書』一九九六、三〇―頁

- (13) 安来市誌編さん委員会『安来市誌』 一九七〇、二一八～二二八頁
- (14) 榎木保『簸川新田の開発』 一九六五、四三～四四頁
- (15) 『島根県秋鹿村誌 上編』 一九二二、一六一～一八頁
- (16) 津島安秋「海没による土地の滅失」『別冊ジュリスト 不動産登記先例百選』 三〇、一九七〇、三八～三九頁
- (17) 内務省大阪土木出張所斐伊川改修事務所『宍道湖水代区域図』 一九二五、前掲(2)によればこの基礎資料は明治三十六年島根県土木課の測量によったものである。
- (18) 「島村記」長瀬定市編『斐伊川史』 一九五〇、四三六～四三八頁 原文は漢文であるが、ここでは編者の訳文を引用した。
- (19) 前掲(6) 六四七～六四八頁
- (20) 前掲(18) 二〇七～二一二頁、天保二年(一八三一)開さく、昭和十三年(一九三八)廃川
- (21) 前掲(17)
- (22) 植田元確氏談
- (23) 明治初期最大の水代所有者は野津伝三郎外二名の共有で、面積三町一反七畝一步、第2表の全水代の七七%を所有していた。
- (24) 前掲(4) 七二二頁
- (25) 『八束郡湯町村大字湯町地先官民有境界実測図』 一九〇三

Historical Geography of 'Mizushiro' in The Matsue Clan

Mikio Takagi

This article treats a sort of land ownership set up in two lagoons - lake Shinji and Nakanoumi - in the 18th~19th century. This land ownership - Mizushiro - was granted by the lord of the Matsue clan in exchange for a reward, which meant a tax imposed on the land when it should become paddy field in the future. The condition of its geographical location is as follows:

1. At the upper stream of the river - the Hii and the Inashi - which flows into this lake, there was the traditional Japanese iron manufacture - tatarai - operated and a large quantity of sand was carried out to the lake to form the land.
2. The location of Mizushiro:-- it can be classified into two types: 1) The location of the end of delta: -- This place is the most fitted place for forming land. A great and vast Mizushiro was set up on the lake. 2) The location of the lake shore: -- This is the lake shore except the mouth of a river. Mizushiro was set up long and narrow along the lake shore and they expected it to be changed into land by the deposited sand.